

第2回 秋田県多様性に満ちた社会づくり有識者会議 議事概要

1 日時

令和3年10月12日（火） 午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

ルポールみずほ 3階 ふようの間

3 出席者

別添出席者名簿のとおり

4 議事等

(1) 必要な事業等に関する意見

【佐藤副会長】

- ・ 条例が制定された場合、県民の協力を得て、進めていくことになるので、県民が協力しやすいような環境づくりとして、広報・啓発を徹底することが必要だと思う。
- ・ 障害のある人が講師となる出前講座や、特別支援学校との交流を行う取組について、多くの学校で実施できれば良い。
- ・ 障害者差別解消法の改正により、事業者にも無理のない範囲での合理的な配慮が義務づけられることになっている。差別的な取扱いの禁止、あるいは合理的配慮の提供に関し、商工会議所や商工会とも連携をしながら、障害のある人の話を直接聞く機会を設けるなど、事業所向けの研修を進めることができれば、事業者側の準備を促進することになり、差別の解消にも繋がる。

【あきた未来戦略課長】

- ・ 広報・啓発、教育、相談体制の充実については県内3地区の意見交換会でも同じような意見があり、実施したいと考えている。
- ・ 障害者に対する事業者の研修なども、各所管課において個別の取組として検討してまいりたい。

【藤井委員】

- ・ カスタマーハラスメントの関係について、消費者教育として施策を進めていただきたい。

【あきた未来戦略課長】

- ・ 当課でも、団体から意見を伺っており、悪質なクレームの多発を把握している。消

費者向けの教育については、今後、必要になってくると考えている。

【浅野委員】

- ・ 外国人労働者に関して、市町村の事業で日本語を教えているが、初級のテキストで終わってしまい、それ以上日本語を学べる場がない。
- ・ 県で日本語の教員を増やそうと努力していると聞いているが、初級のテキストを終えた方のコミュニティを作ったり、さらに上のレベルでの日本語学習に対応できれば、秋田で働きたい外国人の方が増える。

【国際課】

- ・ 秋田県国際交流協会で、国際教養大学の教員にも協力いただき、日本語教育のサポーターの養成講座を行っている。初級レベルの指導のほか、中級・上級者向けの講座を行っている。講座については、状況を踏まえ、改善してまいりたい。

【山名会長】

- ・ 外国籍の方へのサポートはあるが、受け入れる私たちへの啓発が必要ではないか。

【国際課】

- ・ 秋田県では表だったヘイトスピーチが確認されていないが、インターネットで差別的な発言があるとは考えている。

【田中委員】

- ・ 犯罪被害者に向けて活動する関係機関の連携が必要だが、より具体的な体制を盛り込んでいくべきではないか。
- ・ 例えば、性犯罪の被害者があちこちの相談機関を回らないといけないとすると、大変な負担である。警察、弁護士会、病院などワンストップで対応ができるような、具体的な体制作りを進めていただきたい。

【県民生活課】

- ・ ワンストップの対応窓口については、市町村であれば、総合的な窓口に行くと、関係部署の職員が来て必要な手続きを話し、本人から同じ話を何度も聞かなくても良いようチェックシートを使ってメモを取り、職員間で情報共有し、被害者の負担の軽減を図っている。
- ・ 性犯罪の被害者の方については、県で「ほっとハートあきた」という相談窓口を設置し、相談、医療機関への付き添い支援、面談、カウンセラー紹介等を行っている。

【山名会長】

- ・ ハラスメントについて、モラルハラスメントは対象としなくて良いか。また、いじめについても、子どもだけでなく、大人の間でもいじめはあるのではないか。

【あきた未来戦略課政策監】

- ・ ハラスメントについては、範囲が広く、新しいものが出てきているが、多様性に満ちた社会に向けて解消することが必要なものについては、できる限り取り組んでまいりたい。

【伊藤委員】（事前に聴取したコメント）

- ・ 新型コロナウイルス感染症における誹謗中傷やコロナワクチン接種の有無（接種証明書）における差別の対応について、防止手段をこれからも進めていただきたい。
- ・ こうした差別や偏見等が広がることは、新型コロナウイルス感染症に対する人々の不安を煽り、感染拡大防止の妨げにもなるので願います。
- ・ がん患者などの差別解消として、治療と仕事の両立支援が挙げられる。病気の治療と仕事の両立において主治医、会社・産業医、そして患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングルサポート体制の構築が求められている。
- ・ 治療と職業生活の両立支援のための対応として、第一は、経営者や企業関係者に、疾病を抱えた方の現状、治療と仕事の両立を進めることの意義に関して理解を広めること。
- ・ 第二は、疾病を抱える従業員の治療と仕事の両立について、対応の仕方が分からない企業が多いため、具体的な対応手順・方法を提示し、取組の促進を図ること。
- ・ 第三は、主治医と企業側で患者の仕事情報や就労上の措置などにおいて、スムーズな情報のやり取りを行い、情報の共有を図り両立支援が円滑に進むようにすること。
- ・ 事業内容については、これで良いので、事業後のしっかりとした評価をお願いする。

（2）条例名、条例骨子案及び指針骨子案に関する意見

【山名会長】

- ・ 多様性に満ちた社会づくりの大きな理念に反対する人はいないと思うが、あらゆる差別等を受けとめることができるのだろうか。
- ・ 差別を行う側に意識はなくても、受け取る側が嫌な感情を抱けば差別になるので、条例でどこまで示すことができるのか、と思っている。
- ・ 指針の骨子案について、意見聴取の中で出てきた具体例は記載されると思うが、想定される様々な事柄、差別にあたるかどうか判断が分かれるような例についても、どこまで記載するのか、検討する必要があるのではないか。

【田中委員】

- ・ 条例案で、その基本理念等を定めて、具体的な施策の方向性、施策の総合的な推進のための指針の策定ということだが、方向性だけ定めるといっているのであれば、指針として役に立つかわからない。
- ・ 「本人の性自認と異なる取扱い」の記載は、分かるようで分からない。具体的な話をすると、トランスジェンダーの方は、トイレを男性用、女性用どちらを使えば良いのか分からない。そういった点が、指針でどの程度出てくるかが重要である。

- ・ 性自認・性的指向等に関しては、パートナーシップ登録制度が、作られるべきといった方向性がこの指針に出てくるのか。

【あきた未来戦略課長】

- ・ 必要に応じて、指針は、時代に合わせて変えていく予定である。条例は、大きく変わらないと改正できないが、それを指針で方向性を示しながらカバーしていきたい。
- ・ 性自認等に関しては、いろいろな意見があり、今月、来月と、当事者の方達からの意見聴取も行いながら、パートナーシップ登録制度も含めて、検討してまいりたい。

【馬渡委員】

- ・ 患者及び医療・介護従事者等に関して、判断に当たって配慮すべき点に、「生活に支障を来たし」という記載があるが、「離職につながる」というのは分かりづらいため、削るか、もう少し説明が必要でないか。
- ・ 外国人に関して、具体例については、ヘイトスピーチと多文化共生の両方の具体例を挙げたほうが良い。
- ・ 資料2の差別等の種別に「外国人（ヘイトスピーチ）」と記載しているが、ヘイトスピーチと多文化共生は、記載を分けて書いた方が良いのではないか。
- ・ 犯罪加害者に関して、法務局では、「刑を終えて出所した人」というような記載をしている。
- ・ 性自認、性的指向等に関して、「こうした方を認め、特別視しないことが必要」との記載があるが、法務局では、「正しい理解を深めることが必要」との表現をしている。まだ新しい分野であり、難しい問題と考えている。

【堀井委員】

- ・ 行動規範、罰則なしということで、どのようにこの規範が市民の間で浸透して、こういった差別のない社会を作り上げるように持っていくかということが大事だと認識している。研修やインターネット上のサービスを用い、醸成を図ることが必要。
- ・ 大人は子どもに影響を及ぼし得るため、大人への啓発活動も大事だが、その際は学校の教員だけではなく、幅広く子どもに関わる人を対象にするべきではないか。
- ・ 様々な価値感の受入れには、これまでの日本社会のマジョリティの価値感とぶつかることも受け入れる、と考えていかなければならないので、人権とは何かを、より広く県民が理解するように働きかける必要がある。

【佐藤副会長】

- ・ 条例の名称については、この条例の制定によって目指す社会のイメージや、基本的なところを定めるという条例の性格を表しているものであり、異論はない。
- ・ 条例の骨子案についても、このような構成とすることについて異論はないが、市町村の役割については、十分に分かるように表現していただきたい。
- ・ 県民にその条例の制定の趣旨や背景を分かりやすく伝えるための工夫をしていただきたい。県民に協力しようと思ってもらえるような、思いがこめられたものにしてい

ただきたい。

- ・ 指針の中で県民に理解していただきたい重要な部分は骨子案の第3章、第4章であると考えられること、第2章は第3章や第4章のバックデータの的なものであると思われることから、指針の構成を再検討し、第2章は指針全体の終わりに参考としての位置付けで置く方がより分かりやすくなるのではないか。

【浅野委員】

- ・ 条例の名称は、提案の名称で良いと思う。
- ・ 多様性に満ちた社会の実現に寄与することを、ひいては、県の活力維持向上や人口減の解消を目指していく、というようなことまでを書き加えられると、我々も頑張っていこうという、県民の呼びかけになると思う。
- ・ 指針骨子案の第5章については、関係団体の連携が先で、検証が後ではないか。具体的な記載と合わせ、検討いただきたい。
- ・ ハラスメントの記載について、カスタマーハラスメントの具体例があって、セクハラ、パワハラ具体例がないが、具体例は例示されるか確認したい。

【あきた未来戦略課長】

- ・ 指針骨子案の第3章の例示は、書きぶりを提示する趣旨で、1つだけ記載している。その他についても、それぞれ具体例等を記載してまいりたい。また、差別の種類も他にないか検討してまいりたい。

【藤井委員】

- ・ 条例の名称については、秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例で良いと思う。
- ・ 指針骨子案の判断に当たって配慮すべき点で、カスタマーハラスメントについて、大声、暴言、土下座の強要、若しくは長時間といった具体的な、分かりやすいキーワードを入れていただければ、より説得力が増すのでは無いか。

【加賀屋委員】

- ・ 差別を、体感してきている世代が、上の世代にいるということは、子どもの前に大人が変わる必要があるということだと思う。
- ・ 条例に罰則はないということだが、駄目出しをしていくのではなくて、それぞれの価値感の許容範囲を広げることが大事で、県の風土として定着させていく必要がある。

【千葉委員】

- ・ 条例の名称と骨子案については、他の委員と同じで、これで良いと思う。
- ・ 差別等を全く感じたことがないという方々に、世の中にはこんなに差別があるということや、自分のこととしてどう捉えていくかといった視点も、差別されてる方々を守るという意味合いと含めて、伝えていくということは大事なことと思う。
- ・ 男女の性差を理由とする差別が、まだまだ社会の中にあると感じている。子どもたちが社会で活躍するときに、そのような思いをすることのないように、今から学校教

育の中で、そういう偏見を持たない教育をしたいと思う。

- ・ 人権教育の話もいただいておりますが、すでに触れてはいるが、もう一步踏み込んだ教育というものは大事と感じている。

【渡辺委員】

- ・ 女子の制服にスラックスを導入しても、業者の話によると、実際に身に付ける生徒は、秋田では関西や関東よりも、圧倒的に少ないだろうとの話だった。取り入れるだけ取り入れても、周りの雰囲気はそうでないといけないので、この条例に期待している。
- ・ 指針骨子案について、SNSによる誹謗中傷が一番多いと思うので、具体例として取り上げていただきたい。
- ・ 指針骨子案の、殴る、蹴る、リンチといったいじめは、秋田ではあまり聞かない事案なので、順番としては下で良いのではないかと。

【佐藤委員】

- ・ 他の委員と同様に、条例の名称については、このままで良いのではないかと。
- ・ 指針骨子案について、県民の無関心が怖いので、いかに関心を向けるかが重要と考える。そのため、分析の示し方が重要と考えるので、充実させてほしい。
- ・ 学校で、大人の価値観に負けない、子どもたちが大人に違ふと強く言えるような教育を目指していきたい。
- ・ 指針骨子案の第3章の具体的な差別の実例については、全ての県民が分かる表現をして子どもにも、外国の方にも分かりやすく伝えてほしい。

【伊藤委員】（事前に聴取したコメント）

- ・ 差別等については、してはいけないことを正しく知らない「無知」と自分の行為が差別等に該当することに気が付かない「無自覚」があり、その防止のためには道徳的教育（これは小児期からの道徳教育が極めて重要）と研修が必要と考える。
- ・ 会社などにおいては、相手に価値観を押し付けない職場づくりや相談窓口の設置、マナーやモラルの研修をぜひ開催していただきたい。
- ・ 聴取された意見の中で、良いと思ったのは、性別の差（LGBTも含めて）において全部平等という意識があるが、多様性を認めるということは、一人ひとりが違っても良いということであり、子どもも大人も人として平等であるという考えをしっかりと持っていれば、この多様性に満ちた社会づくりが円滑になる、という意見であった。指針で行き着くところは、これに言い尽くされるのではないかと感じた。